

仕 様 書

この仕様書は、下関市（以下「甲」という。）が委託する街区表示板等整備業務について、受託業者（以下「乙」という。）が業務を行うため、必要な事項を定める。

- 1 街区表示板等の張替等の実施区域は、別図1から別図2のとおりとし、概要は次のとおりとする。

町名及び町数	面積	世帯数	街区数	住居表示 実施年月日
清末陣屋				昭和62年11月24日
清末西町一丁目				〃
清末西町二丁目				〃
清末西町三丁目				〃
清末五毛一丁目				〃
清末本町				〃
清末中町一丁目				〃
清末中町二丁目				〃
清末鞍馬一丁目				〃
清末鞍馬二丁目				〃
清末鞍馬三丁目				〃
清末鞍馬四丁目				〃
清末鞍馬五丁目				〃
小月駅前一丁目				〃
小月茶屋一丁目				〃
小月茶屋二丁目				〃
小月茶屋三丁目				〃
小月杉迫一丁目				〃
小月杉迫二丁目				〃
小月杉迫三丁目				〃
小月公園町				〃
小月本町一丁目				〃
小月本町二丁目				〃
小月市原町				〃

小月幸町				〃
小月宮の町				〃
小月京泊				〃
小月西の台				〃
小月小島一丁目				〃
小月小島二丁目				〃
小月南町				〃
小月高雄町				平成6年2月22日
計 (32町)	4.10 (km ²)	5,142 (世帯)	356 (街区)	

(1) 町名板・住居番号表示板は、欠落・損傷したものを調査後、必要枚数を作成する。

なお、作成した町名板・住居番号表示板は、損傷分等について除去を行った上で、全て取付け等を行うこと。

見込み数 各1,028枚(5,142世帯×約20%)計2,056枚

(2) 街区表示板は、欠落・損傷したものを調査後、甲の保有する街区表示板を除いた必要枚数を作成する。

なお、作成した街区表示板は、損傷分等について除去を行った上で、全て取付け等を行うこと。

見込み数 356街区×2枚=712枚

712枚-市の保有する街区表示板159枚=553枚

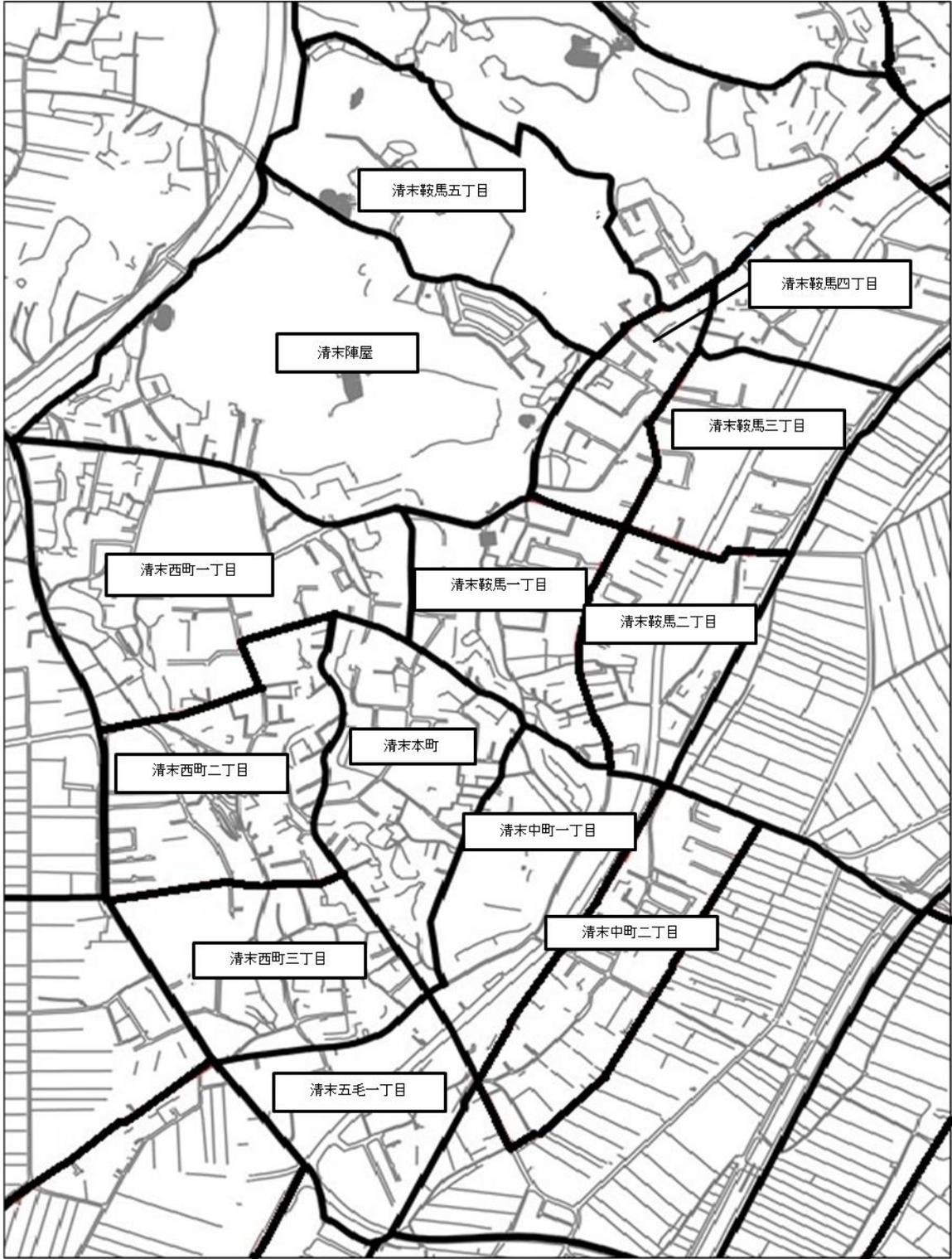
(3) 住居表示台帳について必要な修正を行うこと。(86枚程度)

2 乙は、契約締結後、別紙1 処理要領のと通りの業務を甲と協議のうえ遂行するものとする。

3 完成期日は、令和8年3月31日(火)とする。

4 個人情報の取扱い、環境に関する協力及び下関市暴力団排除条例による措置については、別紙2から別紙4までのとおりとする。

別図 1



別図 2

